

福井市広告掲載ガイドライン

令和3年4月1日

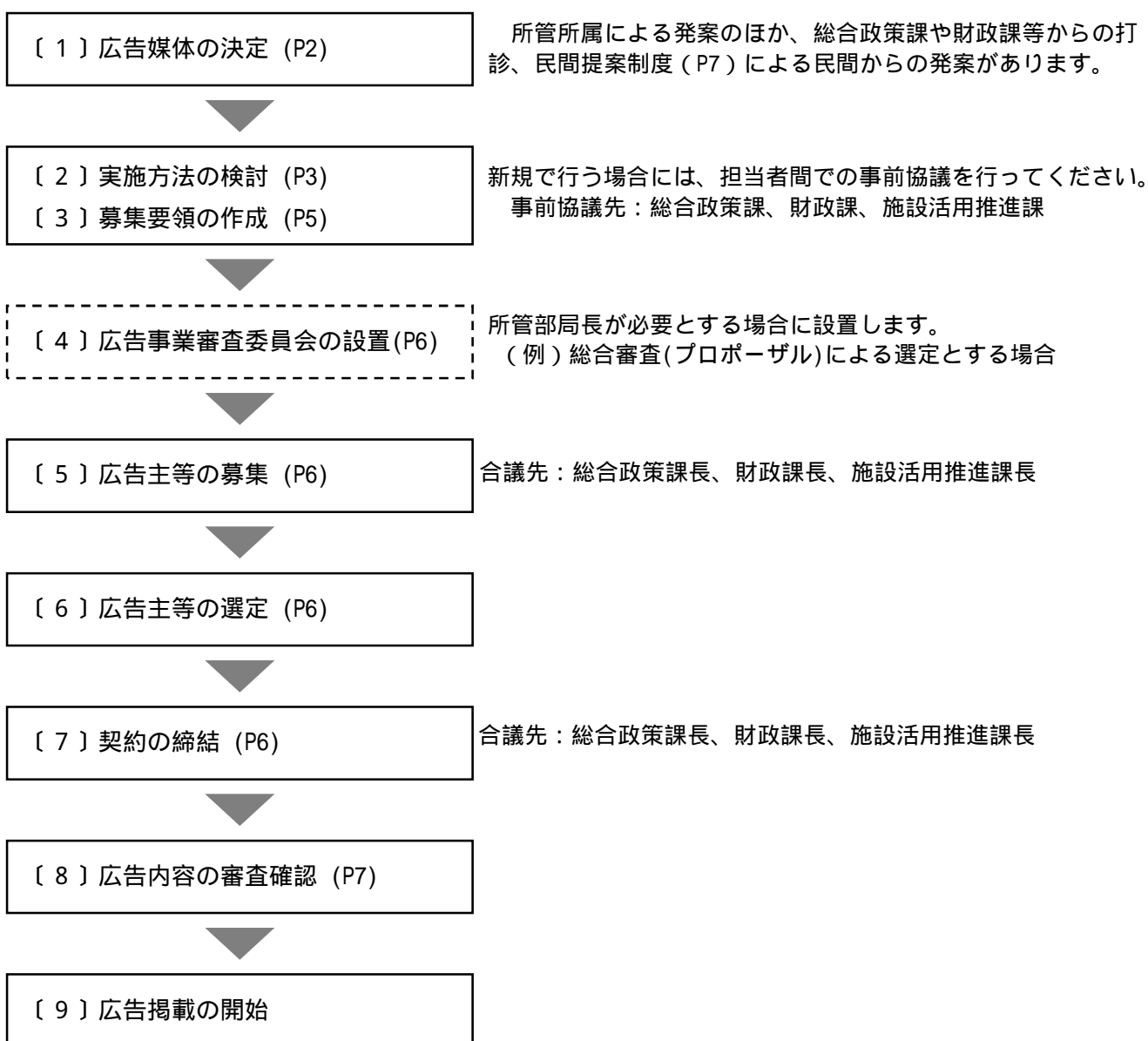
1 趣旨

このガイドラインは、福井市が保有する財産及び市が作成する帳票等を活用し民間事業者等の広告を適切に掲載するため、「福井市広告事業実施要綱」に基づき、広告媒体や募集方法、選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

本ガイドラインを参考に、広告掲載を行ってください。

2 掲載手続

広告掲載までの標準的な手続の流れは、概ね下記のとおりとします。



施設活用推進課長：施設を広告媒体とした場合のみ

〔 1 〕 広告媒体の決定

募集を行う広告媒体については、所管部局長が決定します。

【広告媒体例】

- ・市刊行物、印刷物（ポスター、チラシ、パンフレット等）、封筒、広報紙
- ・市ホームページ（トップページ、所属ページ）
- ・案内板、デジタルサイネージ
- ・公用車、塵芥車
- ・壁面 【参考 1】 屋外広告は注意が必要（P8）

【留意点】

- ・費用対効果は十分か。
- ・関係法令に抵触していないか。 【参考 2】 広告掲載ができない施設（P9）
- ・広告内容を効果的に市民に周知できる広告媒体であるか。
- ・施設（行政財産）での設置の場合は、施設の用途や目的を妨げるものではないか。

行政財産の目的外使用について

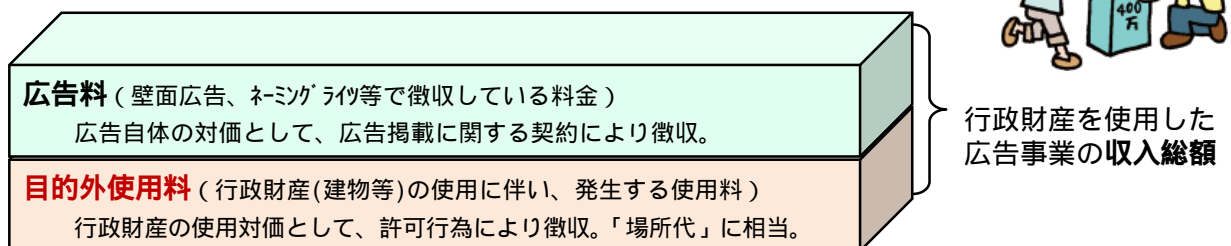
市の庁舎等に広告を掲載するには、行政財産の使用許可を申請する必要があります。

地方自治法第 238 条の 4 には、「行政財産は～、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない」と規定されていますが、同条第 7 項において、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とされています。

これに基づき、福井市財務会計規則第 172 条において、行政財産の使用の許可をすることができる要件が定められています。

また、行政財産の使用を許可する場合の使用料については、福井市行政財産の使用料に関する条例に定められています。通常、目的外使用料とは別に広告料を決定し、合算した金額を収入としていますので、広告掲載に行政財産の使用許可が必要な場合は、必ず確認してください。

【広告収入のイメージ】



〔 2 〕 実施方法の検討

広告事業の実施にあたり、以下の順に従って、各項目の検討を行います。

(1) 広告事業の形態の検討

下記の 2 つの形態があります。

ア 広告料収入型

- ・財産等への広告掲載の対価として、市が広告掲載料等の納入を受ける形態です。

【事例】壁面ポスター広告、HP バナー広告、ネーミングライツ など

イ 無償提供型

- ・市が示す仕様に沿って作成した広告入りの物品等の無償提供を受けることで、経費削減効果を生み出す形態です。
- ・印刷物等の作成業務の委託先を広告代理店とすることで、印刷物等の作成と広告掲載をひとつの委託契約として締結する方法もあります。受注者は、市が示す仕様書の範囲内において広告主の募集及び広告掲載をすることで広告掲載料を見込むことができるため、市が支払う作成にかかる委託料を不要とすることができます。また、印刷物等作成委託業務と広告募集手続が同時に行えるため、事務が簡略できるという利点があります。

【事例】マタニティグッズの無償提供、各種パンフレットや冊子の無償提供 など

(2) 広告事業の実施方式の検討

下記の 2 つの方式があります。

ア 直営方式

- ・市が広告主の募集を行い、審査・選定、契約、広告掲載までの事務を行う方式。

【利点】広告掲載料全額が収入となる。

【欠点】募集から掲載までの事務負担が大きい。

募集する広告枠数が少ない場合などが適しています。

イ 代理店方式

- ・広告主の募集を、市にかわって民間事業者等（以下「代理店」という）が行う方式。
- ・市は、市との契約に基づき代理店が募集した広告主及び広告内容を確認し、広告掲載を行います。

【利点】広告掲載に係る事務負担が小さい。広告の内容等の法規制や手続等について知識があるため、トラブルを回避できる。

【欠点】広告掲載料が全額収入できない。

募集する広告枠数が多い場合など、広告代理店の営業に関するノウハウを活用することが望ましい場合などが適しています。

(3) 選定方式の検討

下記の4つの方式があります。

ア 見積執行(入札)

- ・市が最低募集価格を提示し、競争入札形式の見積執行により、最も高い見積価格を提示した広告主等を選定する方式です。募集枠を複数設定している場合には、見積価格の高い順番で広告主等を選定します。

金額の高い広告主等を選定したい場合に適しています。

イ 抽選

- ・広告掲載料は定額として募集を行い、応募者多数の場合は抽選で決定する方法です。

広告掲載枠の金額が定額となっている媒体に適しています。

ウ 総合審査(プロポーザル)

- ・広告掲載料や広告掲載物の提案内容等を総合的に判断した上で広告主等を選定する方式です。

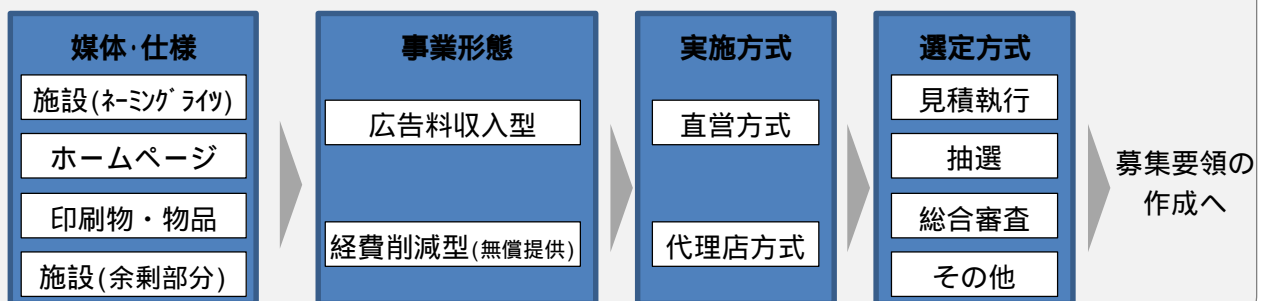
金額だけでなく、広告掲載物や内容、地元貢献度(所在地)などによって広告主を選定したい場合に適しています。また、市の意向を踏まえて作成するパンフレットの無償提供等の場合には、総合審査が適しています。

エ その他(随時募集)

- ・募集する枠数を設定せずに随時募集する場合(図書館の雑誌スポンサー)などが該当します。

応募者が集まりにくい媒体や、募集枠数を設定しない媒体に適しています。

【参考】広告事業実施における検討内容(イメージ図)



〔 3 〕 募集要領の作成

募集内容、広告掲載の対価、その他必要な項目について検討し、募集要領を作成します。

募集要項に記載する主な項目

項目	留意点
広告媒体の名称	
募集内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者にお問い合わせする業務範囲を明確にして記載すること。 (広告募集、デザイン作成、掲載、広告媒体の作成、保守点検など) ・ 広告を訴求する対象者を明確にすること。 (高齢者・保護者・市民全般など)
広告の規格 (仕様)	
広告媒体の規格 (規格、使用目的、使用見込み量)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 媒体の大きさ、ページ数等を記載すること。 ・ 施設の場合は、来館者数などを記載すること。
掲載範囲の規格 (掲載場所、掲載範囲、掲載枠の大きさ、募集枠数 (募集数量)、掲載期間、納入方法、納入期日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掲載枠の大きさは (横) mm × (縦) mm ・ 掲載場所は図などで表示すること。 ・ 枠数や数量は、媒体に応じて適切な量とすること。
広告掲載の対価 (広告掲載料、無償提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの方法により募集すること。 ア 希望金額 (固定金額) を公表して募集 イ 最低金額を公表して募集 ウ 希望金額、最低金額を公表せずに募集 ・ 広告掲載料は原則、前納とすること。 ・ 金額を設定する場合は、過去の実績や他都市の事例などを踏まえて設定すること。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則1年以内とするが、広告媒体の性質を踏まえて、事業成立の可能性や広告収入額が高くなるよう設定すること。
掲載条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井市広告事業実施要綱の遵守を記載すること。 ・ 広告内容に「広告主名称」「連絡先電話番号」を明記するよう記載すること。 ・ 広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、広告掲載枠等に下記の内容を付記させること。 (例) 「民間広告」、「広告掲載によって得られた収入については、市の財源として役立てられています。」等
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井市広告事業実施要綱を踏まえて設定すること。
応募手続	
広告募集期間及び質疑受付期間 提出場所、提出書類、提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間は、募集開始日から2週間以上とすること。 ・ 提出書類の例 (申請書、広告デザイン、見積書、会社概要、申請に係る誓約書、納税証明書、法人登記簿又は履歴事項証明書)
審査・選定方法	
結果報告	
広告掲載までのスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理店方式の場合は、広告主の募集期間を見込むこと。
その他の必要な事項	
問合せ先	

〔４〕 広告事業審査委員会の設置

広告主等の選定については、総合審査（プロポーザル）の方式とする場合など、所管部局長が必要とする場合には、福井市広告事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、意見を求めます。

審査委員会については、福井市広告事業実施要綱第１０条第３項のとおり、所管部局次長、その他所管部局長が必要と認める所属の長等で構成します。

- （例）
- ・総合政策課（広告事業全体を踏まえた視点での審査が必要な場合）
 - ・財政課（広告収入が見込める場合）
 - ・施設活用推進課（施設マネジメントの対象施設等を媒体とした場合）
 - ・広報課（広報に関するノウハウを踏まえた審査が必要な場合）

〔５〕 広告主等の募集

（１） 募集の実施

- ・募集は、原則、公募により行うこととします。
ただし、広告事業民間提案制度に基づく場合は、非公募とすることができます。
- ・募集期間は、２週間以上とします。
- ・各所属のホームページや広報紙等での周知のほか、報道機関への資料提供など多様な媒体を活用して、広く企業及び市民に広報するものとします。
民間事業者に対する広告事業への参加の機会を拡大するため、本市における広告事業の実施状況等が分かる広告事業専用のホームページを作成し、総合政策課にて運用しています。

（２） 申請がない場合

募集期間を経過しても申請がない場合、募集要領を見直した上での再募集や、募集の中止、また、広告掲載時期にこだわらない広告媒体については随時募集を行うことも検討します。

〔６〕 広告主等の選定

所管部局長は、募集要領で示した選定方法により広告主等を選定します。申請者が１者のみの場合も、広告主等及び広告内容が、市が行う広告掲載としてふさわしいかどうか等の審査を行います。

〔７〕 契約の締結

所管所属は、選定された広告主等と契約にかかる必要事項についての協議を行い、協議が整った場合には、契約の手続を行います。なお、協議が整わなかった場合には、次点順位の申請者と協議を行います。

また、本市における広告事業の活性化を図るため、契約に至らなかった応募者に対して、他の広告媒体の紹介などを行うようにしてください。

併せて、各所属のホームページにおいて、審査結果として契約者名を公表します。なお、総合審査（プロポーザル）によって審査を行った場合は、「福井市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、参加者名、受託候補者、審査結果等を公表します。

〔 8 〕 広告内容の審査確認

掲載する広告内容については、「福井市広告事業実施要綱」等を踏まえて所管所属において審査を行います。

なお、業種によっては広告内容に法的な規制があるため、注意する必要があります。

【参考3】 広告についての法的規制（P10）

また、広告内容に疑義が生じ、掲載の可否が判断できない場合は、審査委員会に意見を求めることができます。

関係法令に抵触しない広告であっても、使用する場面によっては市民に不快感を与える場合があるため、配慮する必要があります。

3 民間提案制度

平成30年度から、広告事業による市民サービスの向上や財源確保の取り組みをより一層推進するため、民間事業者のノウハウに基づき提案を募集する広告事業民間提案制度を創設し、「福井市広告事業民間提案制度実施要領」を定めました。

民間事業者からの提案については、財産の有効活用や財源確保に結びつく可能性があることから、提案があった広告媒体を所管する所属においては、提案の趣旨を十分把握した上で、事業化に向けて積極的に検討するようにしてください。

（1） 提案の対象

本市が保有する財産（施設又は本市が発行する印刷物等）の中から、提案事業者が任意に選択できます。ただし、法令により広告物の表示が禁止される施設や、性質上広告物の表示が適さない物については対象外とします。

（2） 募集する提案

提案事業者自らが実施主体となって広告を掲載しようとする提案を募集します。

ただし、「福井市広告事業実施要綱」「福井市屋外広告物条例」等の関係法令に抵触する広告は提案できません。

（3） 広告主の選定方法

原則として、非公募により提案者と契約します。

（4） 提案の事業化

事業化の検討にあたっては、本ガイドラインを参考とし、「福井市広告事業実施要綱」等の法令等に注意し、関係する所属と協議しながら進めてください。

【参考1】

屋外広告は注意が必要

福井市屋外広告物条例において、公共施設はその敷地も含め、広告物の表示や設置が禁止されています。

ただし、屋外広告物条例第9条には「適用除外」の規定があり、「地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるもの」は禁止規定を適用しないとされています。

屋外の広告物を検討する際は、適用除外の要件に当てはまるかどうかを確認することが必要です。

○福井市屋外広告物条例（抜粋）

（禁止地域等）

第3条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(20) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院及び公衆便所の敷地並びに博物館その他の公共施設で規則で定めるものの敷地

（適用除外）

第9条 次に掲げる広告物等については、第3条から前条までの規定（第3条第2項及び第5条第2項の規定を除く。）は、適用しない。

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるもの

(3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、規則で定めるところにより市長に協議したもの

福井市屋外広告物条例施行規則

第9条 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 災害その他の緊急時に表示し、又は設置する広告物等

(2) 公共施設の管理又は利用者の利便のため表示し、又は設置する広告物等（県が所有し、又は管理する施設に案内するため、県が表示し、又は設置する広告物等を除く。）

2 条例第9条第1項第3号の規定による協議は、屋外広告物等表示（設置）協議書（様式第6号）に、第5条各号に掲げる書類を添えてするものとする。

【参考2】

広告掲載ができない施設

条例で広告掲載を禁止している施設は、以下のとおりですが、このほかにも、「許可を受けない
 下り紙、広告等を提示し、又は頒布する行為」を禁止している施設もあるため、広告媒体を検討
 する際は、施設の条例を確認する必要があります。

福井市都市公園条例（抜粋）

（行為の禁止）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) はり紙、はり札その他の方法によって広告を表示し、又は広告を散布すること。

（都市公園条例関係）

公園名	公園施設名
西公園	テニスコート
南公園	グラウンド
開発公園	グラウンド
成和公園	グラウンド
米松公園	グラウンド
町屋公園	グラウンド
足羽山公園	自然史博物館 おさごえ民家園 御手植松広場 愛宕坂茶道美術館 橘曙覧記念文学館
東山公園	健康運動相談所 コミュニティプール
養浩館庭園	養浩館（旧御泉水屋敷）庭園
福井市総合運動公園	スポーツ公園サッカー場（兼ラグビー場） スポーツ公園ソフトボール場（兼少年野球場） スポーツ公園野球場

○都市公園条例以外

施設名称	根拠規定
福井市宿布発電所跡公園	福井市宿布発電所跡公園の設置及び管理に関する条例
福井市木ごころの森	福井市木ごころの森の設置及び管理に関する条例
福井市清水きららの森	福井市清水きららの森の設置及び管理に関する条例

【参考3】

広告についての法的規制

広告については、さまざまなルールが法律等で定められています。また、法律以外にも国の通知やガイドライン、各業界団体で設けている公正競争規約等があります。

実施方式を代理店方式とする場合は、法律についての知識も豊富ですが、直営方式の場合は広告内容が法律に抵触していないか、所属において確認する必要があります。特に、医療関係の広告については注意が必要であるため、保健所で内容を確認してもらうことができます。

【広告掲載にあたって注意すべき主な法律】

○不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

…過大な景品類の提供や不当な表示から消費者の利益を保護するための法律

第5条に、自社の商品が実際のものよりも著しく優良であると示すことなどの禁止行為が規定されている。

○不正競争防止法

…自社商品・サービスを、周知されている他の商品・サービスと混同させるような表示などを禁止する法律

第2条第1項において、よく知られている他社の看板に類似した看板を使用するなどの禁止行為が規定されている。

【業種ごとの規定（代表的なもの）】

業 種	内 容
医療、歯科医療または助産師	医療法第6条の5から第6条の7までに規定する広告できる事項の範囲内で表現すること。
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条に規定する広告できる事項以外は表示しないこと。
医薬品・医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条までの規定に反しないこと。
介護老人保健施設	介護保険法第98条に定める広告制限に違反しないこと。 また、法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の許可を受けようとする者は、介護老人保健施設等広告事項許可申請書を市長に提出しなければならない（福井市介護保険法施行細則第10条）。
獣医師・動物病院	獣医療法第17条の規定により広告することができる事項であること。
健康食品	健康増進法第65条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第66条から第68条まで、食品衛生法第20条の規定に反しないこと。
旅行業	旅行業法第12条の7、第12条の8、第13条、第14条の3の規定に反しないこと。